

# 宇治市職員採用試験実施要項

令和8年4月10日  
宇治市長 松村 淳子



宇治市宣伝大使  
「ちはや姫」

宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	令和8年4月10日(金)午前9時から4月27日(月)午後5時まで
第1次試験日	令和8年5月16日(土)
採用予定日	令和9年4月1日(木)

## 1 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	採用予定者数	受験資格
保育教諭	若干名	平成3年4月2日以降に生まれ、次の①、②の要件すべてを満たす人 ①保育士の登録を受けている人または採用日の前日までに登録される見込みの人 ②幼稚園教諭免許を有している人または採用日の前日までに取得見込みの人

※ 採用後は、保育所、幼稚園、乳幼児教育・保育支援センターのいずれかの施設で勤務することとなり、最初に配属された施設にかかわらず、その後の人事異動等により、勤務先は定期的に変更されます。

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は受験できません。

※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

## 2 試験の内容、日時及び場所

区分	内容		日程及び試験会場
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査) (配点：偏差値を 得点とする)	言語・非言語に関する能力検査	【日程】 令和8年5月16日(土) 午前9時30分～午後2時30分(9時00分開場) 【会場】 市内公共施設 ※確認票提出者に別途案内予定
	専門試験 (配点：200点)	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。(多肢選択式)	
	作文	規定課題に基づく文章作成(個人面接の面接資料とします。)	
第2次試験	実技試験 (配点100点)	具体的には第1次試験実施時に発表します。	令和8年5月下旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。
	個人面接 (配点200点)	主に人物・知識などについて個人面接	

### 注意事項

※ 申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。

※ 第1次試験は40分程度の昼休憩を設けます。

※ 試験会場は敷地内全面禁煙です。

※ 第2次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません。

### 3 合格発表(予定) ※ 合格発表の時期は変更する場合があります。

区 分	合格発表
第1次試験合格者	令和8年5月下旬(予定)
第2次試験合格者	令和8年6月上旬(予定)

#### 発表の方法

宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。同時に当市のHPでも受験番号を掲示します。

(<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)

### 4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、令和9年4月1日以降、必要に応じ採用します。ただし、最終合格者と調整し、令和9年3月31日以前に採用する場合があります。登録有効期限は、令和10年3月31日までです。


### 5 受験申込みの手続

宇治市の職員採用ページに掲載している「インターネット申込(電子申請)について」及び「申込みから受験票(確認票)等印刷までの流れについて」を最後まで読んだ上で、手続きを行ってください。

※ 必要事項の入力漏れ及び入力誤り等のないよう、十分に確認してから申請してください。

※ 入力項目・提出書類に不備(写真の貼付漏れ及び入力事項(任意項目除く)の入力漏れ等)がある場合は、申込みを無効とすることがあります。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

申込受付期間	令和8年4月10日(金)午前9時から4月27日(月)午後5時まで
申込方法	<p><b>宇治市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込んでください。</b></p> <p>※ 宇治市の職員採用ページに専用リンクがありますが、以下の二次元コードを読み取っていただき、アクセスすることも可能です。</p> <p>&lt;保育教諭 申込ページ&gt;</p>  <p>※ 原則、電子申請のみで受付を行います。やむを得ない事情により、電子申請による申込以外での申込を希望される方は宇治市役所人事課(0774-20-8703)までお問い合わせください。郵送による申込みを案内致します。郵送による申込みについては、提出書類が4月27日(月)午後5時までに宇治市役所に到着したものに限り受け付けますので、お早めにお問い合わせください。</p>
注意事項	<p>申込受付期間終了後に受験票(確認票)等のダウンロードが可能となったことをご知らせする電子メールを送信します。</p> <p>電子メールが届き次第、速やかに受験票(確認票)等をダウンロード・印刷し、指定サイズの写真を貼り付けて、<b>確認票及び資格取得証明書等の写しを5月7日(木)午後5時までに宇治市役所人事課へ送付または持参してください。</b>期日までに確認票等の提出がない場合は、辞退とみなし、<b>第1次試験を受験できない場合があります。</b></p> <p>受験票については試験当日、試験会場に持参してください。</p> <p>宇治市の職員採用ページに掲載している「インターネット申込(電子申請)について」及び「申込みから受験票等印刷までの流れについて」を最後まで読んだ上で、手続きを行ってください。</p>

## 6 提出書類の取扱い

受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

各試験における不合格者の確認票等については、試験終了後に返却いたします。

返却を希望される場合は、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、各試験合格発表日から2週間以内に宇治市役所3階人事課へお越しください。

また、郵送での返却を希望される場合は、確認票等返却希望の旨を明記し、返信用封筒（定形235<sup>mm</sup>×120<sup>mm</sup>以内）1通（郵便番号、住所、氏名及び受験番号を明記し、**110円分**（特定記録郵便による返却希望の場合は**320円分**）の切手を貼り付けてください。）を各試験合格発表日から2週間以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の職務経歴書等は、処分させていただきます。

## 7 給与等

- (1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（基本給＋地域手当・税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	259,092円	246,024円	232,416円

<上記の額は、令和8年4月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、時間外勤務手当、休日勤務手当、住居手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (2) 福利厚生制度については、京都市町村職員共済組合への加入により保険給付及び貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

- (3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によって特定屋外喫煙所を設けています。

## 8 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人材確保・育成係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 TEL 0774-20-8703(直通)

## 9 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格発表日から2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は13時)から17時まで (日・土曜日及び祝日除く)

## 10 犯罪歴等の確認について

選考過程や採用決定後等において、過去の犯罪歴等（保育士登録取消の記録を含む）について照会を行い、犯罪歴等が確認された場合は、採用を取り消す場合があります。

## 11 試験会場案内図(第1次試験)



### ※ 交通案内

JR宇治駅より徒歩約10分

京阪宇治駅より徒歩約20分または京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

(宇治市役所バス停からは徒歩約1分ですが、行き先により停車しない場合があります。)

### ※ 車での来場は禁止します。

### ※ 受験申込者数により他の市内公共施設が会場となります。

### ※ 受験会場および受験会場までの行き方等については、別途通知します。

### ※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者